

令和4年度 除雪機械運転員の公募について

1. 公募期間 令和4年8月22日(月)～31日(水)午前8時30分から午後5時まで

2. 募集人員 1人 (村内在住者で、今後も在住予定の方。また、雇用期間は冬季間になりますが、勤務可能な方)

3. 任用期間 令和4年12月 1日～令和5年 3月31日までの4ヶ月間
ただし、11月中旬～下旬の勤務もあります。

4. 任用条件

- ① 満65歳未満で、健康な方(医師の診断書を提出要)
- ② 大型特殊運転免許証と車両系建設機械運転技能講習終了証所持者
- ③ 賃金 : 月額(12・1・2月)195,000円 ・ 日額(3月)8,800円
- ④ 時間外手当・通勤手当(片道2km以上)等あります。
- ⑤ 勤務時間 通常 午前8時30分～午後5時15分まで
降雪による早出 午前0時00分出勤
- ⑥ 休日 土・日・祝祭日及び年末年始
ただし、降雪の場合は、勤務になります。
- ⑦ 年次有給休暇 雇用期間内で、5日間

5. 提出書類 ① **令和4年度除雪機械運転員雇用申込書**
(用紙は、役場建設水道課にありますので、来庁願います。)

② **大型特殊運転免許証写し 1部**
車両系建設機械運転技能講習 終了証の写し 1部
(取得していない方は下記問い合わせ先まで連絡ください。)

6. 任用についての通知

後日選考試験(面接試験)を実施します。実施日は申込みいただいた方に連絡します。
「面接試験」に基づき、合否を決定し通知します。

7. お問い合わせ先 **役場 建設水道課 建設係 まで**

電話 72-2111(内線 231)
FAX 72-2116

令和4年度 除雪オペレータ雇用及び労働条件

【 基本賃金 】 雇用人員 18名

除雪ステーション勤務 18名

経験年数	賃金(月額)	賃金(日額)
経験年数 20年～	235,000	10,600
経験年数 18年～19年	225,000	10,200
経験年数 13年～17年	220,000	10,000
経験年数 8年～12年	210,000	9,500
経験年数 3年～7年	205,000	9,300
経験年数 0から2年まで	195,000	8,800

※ 賃金61歳から65歳まで及び再任用。

年齢	賃金(月額)	賃金(日額)
満年齢 61歳を迎える年度 ～満年齢65歳を迎える年度	60歳時月額の 95%とする	月額/22日
満年齢 66歳以上 (必要に応じて再任用)	65歳時月額の 90%とする	月額/22日

※ 雇用期間は、令和4年11月15日(火)から令和5年3月31日(金)までとする。

賃金は、12月分～2月分までは月額賃金とし、11月及び3月分は日額賃金とする。
(再任用された補充要員についても、同様の取り扱いとする。)

※ 時間外勤務手当の時間当たり単価について

12月分～2月分は月額を基本として算出、11月及び3月分は日額から算出する。

	平日	休日
午後10時～午前 5時まで	150/100	160/100
午前 5時～午後10時まで	125/100	135/100

☆月額時間外手当 基本賃金×12月/1,852.25H×割増率

☆日額の時間外手当 基本賃金/22日=日額/8H×割増率

※ 賃金及び時間外手当の支給日について

◎ 時間外手当は、「時間外命令簿」を利用して請求願います。

12月分の賃金+11月分の賃金 令和4年12月21日支給

12月 1日～31日までの時間外手当 1月分の賃金	令和5年 1月21日支給
1月 1日～31日までの時間外手当 2月分の賃金	令和5年 2月21日支給
2月 1日～29日までの時間外手当 3月 1日～9日までの日額賃金	令和5年 3月20日支給
3月10日～31日までの日額賃金 3月 1日～31日までの時間外手当	令和5年 4月21日支給

※ 通勤手当は、自宅から除雪ステーションまでの、片道2Km以上の場合支給する。
(村道・県道・国道の最短距離で測定します。)

◎ 自家用車の通勤手当額

2Km以上～ 4km未満	2,500 円
5	4,200 円
50km以上～55km未満	31,300 円

※ 除雪作業の目印(竹ざお)の設置時に借上げしている軽トラックの、借上料の精算についても4月21日とする。

◎ 除雪シーズン中の借上料は、1名当り1万7千円

◎ その他は、協議により決める。

【 勤務時間 】

- ☆ 降雪がない場合 8:30分～17:15分まで
- ☆ 降雪の場合(月～金の平日) 3:00分～11:45分まで
出勤は、午前0時30分
- ☆ 降雪の休日(土・日・祭) 3:00分～11:45分まで
出勤は、午前0時30分からとして、
作業終了次第、退庁すること。

◎ 上記の時間の『前後』及び休日勤務は、時間外手当支給とする。

※ 近年、日中に多量の降雪が頻繁にあることから降雪状況に応じて日に2度の作業も必要となる。

【 年次有給休暇 】

※ 11月15日～3月31日の雇用期間において、5日間を与える。

◎ 年休と振替休日は、所定の申請用紙に記入し提出する。
年休の管理簿に記入すること。

◎ 忌引き休暇(本人喪主の場合に限り)1日。
5日間を越えて「休む」場合は、欠勤扱いとなり、賃金カット対象。

【 支給品 】

- ☆ 全員 手帳・ボールペン・軍手等